

一部改正
平成29年8月1日

沼津工業高等専門学校における危機管理対応マニュアル

<目的>

沼津工業高等専門学校における災害及び事故事件等様々な緊急事態に対し、教職員及び学生の安全を最優先に考え、組織的かつ迅速に対応することを目的として危機管理対応マニュアルを定める。

<緊急事態とは>

- (1) 自然災害（地震・台風・大雨等）による被害
- (2) インフルエンザ等の疾病・感染症・食中毒の集団発生
- (3) 学校施設内における火災・盗難
- (4) その他の事件事故

教職員及び学生の死亡、不審者の校内侵入及び人質立てこもり等

I 危機管理体制

1. リスク管理室の設置及び役割

校長、副校長、校長補佐及び事務部長を構成員とするリスク管理室を設置し、日常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について協議・決定する。

<リスク管理室の主な役割>

- (1) 危機管理事態への対応策の決定
- (2) 情報の収集・整理・分析
- (3) 沼津工業高等専門学校危機管理対策本部（以下、「対策本部」という。）の招集の可否決定
- (4) 関係機関との連絡調整

2. 対策本部（以下、「対策本部」という。）の設置及び役割

緊急性を有する重大な危機管理に対し、全学的に組織的な対応が必要と判断された場合は、リスク管理室の下に、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各学科長、各センター長及び各課長で組織する「対策本部」を設置し、対応について協議・決定する

＜対策本部の主な役割＞

- (1) リスク管理室から示された緊急対応方針及び具体的な対応措置の確認及び実行。
- (2) 各部局の役割分担の確認
- (3) 各部局構成員への情報伝達

＜沼津工業高等専門学校危機管理体制図＞

別紙 1：沼津工業高等専門学校危機管理体制図のとおり

＜緊急事態発生時の緊急連絡体制図＞

別紙 2：緊急事態発生時の緊急連絡体制図のとおり

II. 緊急事態時の基本対応マニュアル

緊急事態には、冒頭で示した(1)～(4)のような場合が想定され、その個々のケースにより対応も異なるが、基本対応行動として、関係職員が「共通意識を持って対応」していくことが必要である。

1. 緊急対応における要点とその心構え

(1) 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、「最優先とする対応」は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。また、教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

自然災害や事件・事故発生時、報道情報や各関係者等から可能な限り正確な情報を入手し、対策本部において収集・整理し、要点を文章化する。そして、実施本部を通じて教職員にもその情報を伝達し、「情報の共有化」を図る。

(4) 組織的な対応

対策会議での決定事項については、実施本部に的確に指示を出し、その構成員である教職員が、速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応

できる体制をつくる。また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となる場合も想定されるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に報告する等、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

(5) 保護者・地域社会との連携

後援会役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、学校の教育活動を守る体制づくりに努める。

(6) 国立高等専門学校機構本部、文部科学省及び関係機関との連携

国立高等専門学校機構本部、文部科学省（以下「高専機構等」という。）及び警察、消防等関係機関と連携を図り、指導及び助言等を仰ぎ、学校としての適正な対応を検討する。

(7) 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせ等が殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、「非常用の通信手段を確保する」必要がある。緊急用電話の設置やファクシミリ、電子メール等がその手段として有効であるが、学校所有の公用携帯電話（校長・事務部長・総務課・警備員用）を非常用電話として利用することも考えられる。（自然災害等の場合には携帯電話は役に立たないことも認識しておく。）

(8) 報道機関への対応

報道機関の取材等を受ける場合、誤った対応を避けるため、対応者又は対応窓口を一本化するとともに高専機構等からの助言を受けながら適切に対応する。（対応者又は対応窓口は、対策本部で決定する。）

2. 危機対応の具体的内容と手順

以下の各事項については、順番に行うということではなく、臨機応変に複数の対応を同時に行うケースもあるので留意すること。

(1) 個別的対応事項

① 先ず頭の中に入れておくこと

- ア. 自分の安全をまず確保すること。
- イ. 学校内の関係箇所に、第一報を連絡する。
- ウ. 負傷者等を発見した場合は、出来る範囲の応急措置を施すとともに、近くに協力者がいないか確認し、協力要請を行うこと。（複数で対応すること。）
- エ. 不審物件がある場合…触れるな・踏むな・蹴飛ばすな。
- オ. 明らかに悪戯と思われる場合であっても、安全の確保が確認出来るまでは慎重に対応すること。（最悪のケースも想定しつつ、教職員及び学生の安全確保に努める。）

(2) 一般的対応事項

- ① 通報（警察、消防、教育委員会、近隣、保護者等）
- ② 指揮命令・情報伝達・連携体制の整備（リスク管理室設置）
- ③ 避難措置（リスク管理室→対策本部→教職員及び学生）
- ④ 立入禁止措置（リスク管理室→対策本部）
- ⑤ 時系列表の作成（リスク管理室）
- ⑥ 広報体制の確立（リスク管理室）
- ⑦ 報道対策（リスク管理室）
- ⑧ 規制解除（リスク管理室）
- ⑨ 外部からの電話への応答（窓口の一本化・・・総務課長）

IV. 高専機構等との連携

1. 高専機構等への支援要請

緊急事態発生時においては、さまざまな対応が必要となり、学校だけでは対応出来ないことも想定されるため、その場合には、高専機構等に助言を求め、職員の派遣を要請する等、支援要請も検討する。

2. 高専機構等の支援

学校への支援については、次のようなことが考えられる。

(1) 学校への指導・助言

学校は対応の当事者として余裕がなく、必要な対応を見落とす可能性がある。

状況を客観的に把握し、高専機構等の持つ経験・知識を生かした、指導・助言等により、学校の対応を支援し、学校と共に問題の早期解決を図る。

(2) 関係機関との連絡・調整

学校が、高専機構等及び警察・消防等の専門機関と円滑な連携が図れるように、学校と共同体制を確立し、連絡・調整を行う。

(3) 専門家の派遣等

事件・事故発生後、学生の心のケア等が必要となる場合がある。

高専機構等職員の派遣だけでなく、臨床心理士等の専門家の派遣等を検討する。

V. 学生等への非常時一斉通報

台風等の自然災害に対し、臨時休業等、学生に対する危機回避措置が必要な場合は、学生に対して速やかに連絡する必要がある、パソコン及び携帯メール等を利用した非常時一斉通報を行う。

○ 主な手順

- 1) 臨時休業等の必要があると判断される当日の午前5時頃に方針決定を行い、午前6時に一斉通報を行う。
- 2) 具体的な手順としては、教務主事が、校長、学生主事、寮務主事及び教務副主事との携帯電話合議により当日運営方針を決定、そして速やかに教務主事自宅から「校長名」の方針を電子情報により学生等へ運営方針を伝達する。また、運営方針の結果は事務部長にも即時に連絡される。

< 沼津高専一斉通報システム図 >

別紙3：沼津高専一斉通報システム図のとおり

VI. その他

自然災害及び重大な事件・事故発生時の対応ポイント

(1) 外部との対応

- ① 現場の状況把握に努め、緊急車両等（救急車・消防車等）の要請の可否について迅速に判断
- ② 関係機関（警察署、消防署等）との対応
- ③ 国立高等専門学校機構及び文部科学省との対応
- ④ 報道機関等との対応

(2) 情報の収集

- ① 災害の状況や事件・事故の概要等、状況把握に努める
- ② 被災した教職員及び学生の状況把握
- ③ 学内及び通学路等の安全確保

(3) 教育再開準備

- ① 実態に即した指導計画作成
- ② 施設、教材等の準備
- ③ 指導体制の整備

(4) 再発防止対策の実施

- ① 安全管理の充実（施設整備等の充実、マニュアルの見直し）
- ② 安全教育（防犯）の充実

(5) 救護活動

- ① 負傷者の全容把握
- ② 健康状態の把握
- ③ 心のケア

以 上